

福井県知事 杉本 達治 殿

原発問題住民運動福井県連絡会  
福井市光陽3-4-10 福井民医連ビル3F  
事務局 林 広員 (090-8263-6104)  
原発住民運動福井・嶺南センター  
敦賀市若葉町2丁目704  
事務局 山本 雅彦(090-4323-4199)

## 超危険な老朽原発である高浜1、2号機及び美浜3号機の再稼働 について、県民の命と安全を第一に判断することを求める申し入れ

福井県政へのご尽力に対して敬意を表します。

さて、高浜町議会は11月12日、臨時議会を開き、運転開始から40年を超えた老朽炉である関西電力高浜原発1、2号機の再稼働を求める請願を賛成多数で採択し、国への意見書を可決。25日に全員協議会を開催し、議会の意見をまとめ、野瀬豊町長に再稼働の同意を伝えるとしています。また、美浜町議会も30日に本会議を開き、美浜3号機の再稼働について同意をしようとしています。こうした動きは、国民大多数が超危険な老朽原発の再稼働に反対しているもとの許されません。

一方、貴職は10月22日、「運転に同意するには、関電が、使用済核燃料の中間貯蔵施設の県外候補地を示すことが前提」「再稼働について議論する段階にない」と繰り返し明言されており、この姿勢に私たちは期待しています。

については、特に、事故のリスクの高い老朽原発である高浜1、2号機及び美浜3号機の再稼働について、福井県民の命と安全を第一に慎重に判断されるよう、下記の事項を申し入れます。

### 記

#### 1、国の安全審査について、第三者が検証できるよう審査資料の元データの提出を

高浜1、2号機の新規制基準への適合審査を申請したのは2015年3月で、2016年4月に設置許可、6月10日に工事計画認可、6月20日に運転延長認可が下りています。他の原発に比べ異例の早さです。規制委員会からの認可取得期限が2016年7月7日であったため、規制委が審査を早めて間に合わせたと言われています。このような審査では、老朽原発が安全だと断言できません。

老朽原発が果たして本当に安全なのか、第三者が検証できるよう規制委は審査資料の元データの提出に関電に求め、国民に公開すべきです。また、関電も金品受領問題の信頼回復のためにも、積極的にデータを公開すべきです。

福井県原子力安全専門委員会でも審議が始まっており、県民の安全を守るためにも審査資料の元データの提出を国や関電に求めるようお願いいたします。

#### 2、老朽化した原発で危険度が増している問題について

##### (1) 原子炉圧力容器などは交換不可能

10月31日、高浜町で開かれた住民説明会では、「あと20年、事故のないようしっかり運転して欲しい」との再稼働の賛成意見がありましたが、「老朽化、経年劣化の想定は難しい。心配だ」という反対意見もありました。

関電の安全対策工事では老朽化した配管や設備・部品の全てが新しくなったわけではありません。特に、原子炉压力容器などは交換不可能であることを十分考慮し判断することを求めます。

## (2) 压力容器の脆化温度が高くなり脆くなっている

压力容器の内面は、1平方メートル当たり1,500トンの圧力と320℃の高温及び、核分裂によって発生する中性子などの高レベルの放射線にさらされ日々損傷しています。運転を開始した当初の压力容器の鋼鉄は、脆化温度（延性脆性遷移温度）が-16℃で、ある程度の柔らかさを持ち衝撃に耐えられるものでしたが、運転期間が40年以上も長期化すると脆化温度は90℃近くなり脆くなります。

過酷事故が発生し緊急炉心冷却装置が作動して冷却水が注入された場合、脆くなった压力容器は、脆化温度以下に冷やされると破損する危険があります。そうなれば、福島原発事故を上回る事態となることは明らかです。

## (3) 特に高浜原発1号機の運転延長は危険

压力容器には、中性子照射による劣化を調べるため監視試験片が入っています。その監視は、二つの技術規程「原子炉構造材の監視試験方法」JEAC4201-2007と「原子炉压力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法」JEAC4206-2007が基で、両方とも日本電気協会が定めた民間規格であり、それを規制委員会が是認して各原発に適用されています。

その監視試験片データによると、高浜原発1号機は99℃という高い脆性遷移温度が観測されており（2009年）、その温度以下の冷却水が注入されれば鋼が変形せずに压力容器は割れ、破損する恐れが大きく超危険です。

よって、その審議は特に慎重に判断されることを求めます。

## 3、老朽化した原発は事故・故障が頻発している問題について

### (1) 加圧水型原発の“アキレス腱”といわれる蒸気発生器で損傷が多発している

頻発している事故・故障のなかでも蒸気発生器伝熱管の損傷は危険で深刻です。

压力容器の核燃料が臨界になれば、約150気圧で320℃となった熱水が蒸気発生器へ送られます。その中には外径約2・2cm、肉厚約1.3mmの伝熱管とよばれる細管が約3,400本あり、その細管の内側を熱水が流れることとなります。そして、その細管の外側を流れる2次系冷却水を沸騰させ約70気圧で280℃の蒸気を発生させます。

高浜4号機では昨年11月、3台ある蒸気発生器の伝熱管5本の外側が削れ、その内3本は管厚が約60%も減少する応力腐食割れが発生した。また今年2月、高浜3号機でも同発生器伝熱管の減肉・損傷が見つかりました。

減肉・損傷の原因について関電と規制委員会は、混入した異物が配管を削ったためと説明しています。しかし、「混入した異物」による損傷は、規制委員会の再稼働のための適合性審査では想定されていません。

異物の混入は、蒸気発生器や加圧器、配管などの中に工具や部品などを入れたまま復旧してしまうような、人的うっかりミスによって起こりますが、炉内の構造物の腐食や破損によっても起きることが分かっています。諸外国でも、原子炉内の下部炉心構造物の一部で、原子炉容器内の燃料集合体を囲う「バッフル板」（1次冷却水流路を形成し、燃料集合体に同水を流す機能を持つ）を固定するバッフル・フォーミングボルトの腐食による損傷が起きています。

ところが、規制委員会は審査の中で、「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」によれば、約1,000本あるバッフル・フォーミングボルトの腐食による損傷は60年運転時で全体の20%以下であるから、原発を60年運転しても安全性を維持できる、としています。

しかし、損傷したボルトが異物として炉心や配管内を駆け回り、核燃料や蒸気発生器伝熱管を損傷する可能性があります。大事故になる危険性があります。

よって、その審議についても、特に慎重に判断されることを求めます。

## (2) 原子炉圧力容器と蒸気発生器などの周辺配管で損傷が多発している

大飯3号機では今年9月、原子炉圧力容器と蒸気発生器の間の配管から加圧器につながる配管（直径11cm、厚さ14mm）の溶接部に内側から深さ約4・6mm、長さ約6・7cmの亀裂が発見されたが、関電は当初、配管を交換せず引き続き使用し、運転するとしてきました。

上記のように、アキレス腱といわれる蒸気発生器伝熱管とその周辺の配管で損傷・腐食が頻繁に発生しています。

高温・高圧の熱水が流れる蒸気発生器の伝熱管が破断すれば、放射性物質を含んだ高温・高圧の1次冷却水が大量に2次系に漏れ出す危険があります。そうなれば、原子炉が空焚きとなり緊急炉心冷却装置が作動し、前述したように圧力容器が破壊される大事故になる可能性があります。

よって、その審議についても、特に慎重に判断されることを求めます。

## 4、住民が安全に避難できない問題について

高浜町での意見交換会で、住民から「コロナ禍での3密を避けた避難は通常より多くのバスや避難先が必要だ」「現状では対策が取れていない。避難できないなら原発は止めるべきだ」と、避難計画の実効性に疑問の声が出されました。

8月27日、全国で初めてコロナ禍での原子力防災訓練が行われました。感染対策を考慮した場合、バスの定員を半数に減らす必要があるため、必要数の2倍のバスが必要となります。また、感染者や濃厚接触者がいる場合、他の住民と隔離する必要があるため専用の車両を準備する必要があり、さらに必要なバスは増えることとなります。

県は、バス協会と協定を締結し、県全体で907台のバスを確保していますが、感染対策を考慮すればバスの確保と采配などが難しくなります。また、そのバスが事故時に一度にどれだけ動かすことができるかは未定で、計画や訓練は一度も行われていません。

原発は動いていなくても危険です。よって、この問題は早急に解決するよう求めます。

## 5、大山の火山影響評価について、バックフィット制度の趣旨を尊重すること

原子力規制委員会は、大山火山の噴火規模について、以前、関電が設置変更許可処分認定された5km<sup>3</sup>ではなく、11km<sup>3</sup>であると認定を改めました。

降下火砕物に対して安全な設計がされていなければ原発は動かすことができません。噴火規模が2倍以上になったため、降下火砕物について検討すべき設計条件も大幅に変更になります。その検討をした上で、安全であるという結論が出るまで使用停止を命ずることがバックフィットの趣旨です。

原発は最新の科学的知見に常に適合しなければならないこと、自然現象に対して謙虚でなければならないことは福島原発事故から得られた重要な教訓です。

「直ちに大山噴火が起きるとは思わない」とする希望的観測のもとに、高浜原発の使用停止を命じない規制委員会は原子炉等規制法に違反します。

よって、国や規制委に、国民の安全・安心を守る義務を果たすよう求めてください。

以上